

## 行 動 計 画

【女性活躍推進法】

正規職員へ転換を希望するパート職員について、6ヶ月以上勤務し要件を満たす事で、正規職員として採用している。又、正規職員への登用の判定委員会を年4回実施して、目標の取り組みを強化する。

1. 計画期間 : 平成28年4月1日～平成31年3月31日

(3年間)

2. 内 容 : 下記に記載

### 【目標】

パート職員から正規職員への登用を各年度、男女合計5名以上とする。

平成27年度の実績は 4名である。

(平成28年3月現在 女性3名・男性1名)

前年度以上に取り組みを強化する。

### 計画期間3年間

平成28年度 男女合計 5名

平成29年度 男女合計 5名

平成30年度 男女合計 5名

### 取組内容と実施時期

平成28年4月、平成29年4月、平成30年4月の運営会議での周知徹底又、院内掲示により、パート職員へ制度の周知を行う。